3　関係会社等の概要

関係会社等の名称	預託等取引業者との関係	議決権等の所有割合（%）	主な事業内容	取引の内容

（記載上の注意）

1　関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第22号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）等との間で取引を行つている場合について記載すること。関係会社等との間で該当する取引がない場合には「該当なし」と記載すること。

2　「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社（会社法第２条第４号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、子会社（会社法第２条第３号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。

3　「議決権等の所有割合」の欄には、当事業年度末現在における所有割合を記載すること。

4　「主な事業内容」の欄には、定款に記載された目的のうち、現に行つている主要な業務を記載すること。

5　「取引の内容」の欄には、預託等取引業者との間で行つている取引の内容を記載すること。

6　役員又は主要株主等との間で取引を行つている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載を要するものとする。ただし、「主な事業内容」の欄には記載を要しない。

4　業務の内容

⑴　取引の状況

種　　類	細　目	預託者数（人）	預託等取引契約の件数（件）	預託等取引契約の残高（円）	預託等取引契約の数量（単位：　）
（令第１条第　項第　号）					
（令第１条第　項第　号）					
（令第１条第　項第　号）					

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。

2　当事業年度末現在における状況について記載すること。

3　特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第１条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第１条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第１条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

4　「預託等取引契約の残高」の欄には、「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」における「預かり特定商品及び預かり施設利用権」、「１年以内返済予定の長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」並びに「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」の残高の合計を記載すること。

5　「預託等取引契約の数量」の欄には、預託等取引契約に基づき預託者より預かつている特定商品又は管理している施設利用権の合計数量を記載し、当該預かり特定商品又は預かり施設利用権の種類に応じた適切な単位を付すこと。

⑵　売上高の推移

（単位：円、%）

区　　分	第　期（前々事業年度）		第　期（前事業年度）		第　期（当事業年度）	
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率
預託等取引契約に係る事業（預託等事業）						
預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業）						
合　　計		100.0		100.0		100.0

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。

2　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」とは、法第２条に定める「預託等取引契約」に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う預託等取引業者の事業を総称したものをいう。なお、当該事業には、預託等取引契約の目的とするために顧客に特定商品又は施設利用権を販売する（購入させる）取引が含まれる。

3　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」及び「預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業）」の区分に分けて記載すること。

4　最近３事業年度（当事業年度の前２事業年度及び当事業年度。ただし、事業年度が６月の者は、最近６事業年度。この様式において、以下同じ。）の売上高及び売上比率を示すこと。また、６事業年度について示す場合には、連続する３事業年度ごとに分けて示すことができる。

5　⑴　取引の状況において、特定商品又は施設利用権の種類（細目）が複数ある場合には、その特定商品又は施設利用権の種類（細目）ごとに預託等事業の売上高及び売上比率を記載すること。

6　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」の「売上高」の欄には、「Ⅱ　財産の状況」の「２　損益計算書　⑵―①　損益計算書（預託等取引契約に係る事業（預託等事業））」における「Ⅰ　売上高」の合計金額を記載すること。「預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業）」の「売上高」の欄には、「Ⅱ　財産の状況」の「２　損益計算書　⑶―①　損益計算書（預託等取引契約にかかる事業以外の事業（その他事業））」における「Ⅰ　売上高」の合計金額を記載すること。いずれも一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には「―」と記載すること。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値を表示する際には「売上高」の欄に「０」と記載することとし、単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

7　「売上比率」の欄には、小数点第２位以下を切り捨て、小数点第１位までを表示すること。

8　事業内容の変更がある場合には、その旨脚注すること。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。